

「岡谷市教員住宅管理規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

平成31年3月 日

岡谷市教育委員会
教育長 岩本博行

岡谷市教育委員会規則第 号

岡谷市教員住宅管理規則の一部を改正する規則

別紙のとおり。

岡谷市教員住宅管理規則の一部を改正する規則

岡谷市教員住宅管理規則（昭和42年岡谷市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

平成8年度	岡谷市山下町二丁目21番1号（単身用）	21	24,000
平成9年度	岡谷市山下町二丁目21番1号（単身用）	11	24,000
	岡谷市山下町二丁目21番1号（世帯用）	6	26,000

」

を

「

平成8年度	岡谷市山下町二丁目21番1号（単身用）	21	17,000
平成9年度	岡谷市山下町二丁目21番1号（単身用）	11	17,000
	岡谷市山下町二丁目21番1号（世帯用）	6	19,000

」

に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。